

## 第十二講 「市民社会とは何か」 他（1979年4月4日）

ミシェル・フーコー講義集成<8>「生政治の誕生」（コレージュ・ド・フランス講義 1978-79  
ミシェル・フーコー著 慎改康之訳 筑摩書房（2008年）

- 前回の復習（p.359-）
  - ホモ・エコノミクスのテーマについて言及した
  - ホモ・エコノミクスが、利害関心の置換不可能かつ還元不可能な原子のようなものを構成している
  - ホモ・エコノミクスと法権利の主体とを互いに重ね合わせることはできないということ
  - ホモ・エコノミクスの法権利主体への還元不可能性は、主権者の問題と主権権力の行使の問題に関する重要な変容を引き起こす
    - 法権利の主体；主権力の行使を制限するもの
    - ホモ・エコノミクス；主権者の権力を制限するだけでなく、ある程度まで主権者の権力を失墜させる
      - ホモ・エコノミクスが主権者の権力を失墜させるのは、主権者のもとに、経済的無能力を出現させる限りにおいて
      - 経済的領域、経済的領野を前にして、主権者は盲目であらざるを得ない
      - 主権者のもとに、主権者を逃れ去る何かがある＝経済的領野の迷宮であり、その錯綜
- 主権者から経済的領野が逃れ去ることに対する、2つの解決法（p.361-）
  - ホモ・エコノミクス、経済的实践、経済活動、生産と交換のプロセスの総体がもし主権者を逃れるのなら、それはそれで構わない
    - 主権者の主権を地理的に制限し、その権力の行使に対して一種の境界を定める
    - 主権者は、市場以外の全てに触れることができるようになるだろう
    - 主権の一般的空間の中の自由港、自由空間のようなものであるということ
  - 主権者は実際市場を尊重しなければならない。それは主権者にとって触れることができず計り知ることができない区域ができるのではなく、むしろ、市場を前にして主権者は、それまで自らが行使してきた政治権力とは全く別の権力を行使しなければならない
    - 主権者は市場を認知しなければならない

- 主権者は、経済プロセスを前にして、いわば政治的能動性から理論的受動性へと移行しなければならない
- 主権者は、その主権の領野の一部をなす経済的領域の測量技師のようなものとなる

第一の解決法	第二の解決法
市場以外の全てに主権者の活動を制限する	統治性の活動範囲の拡がり全体を維持しようとする（重農主義者たちの解決法）
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 統治理性の形式そのもの、国家理性の形式そのものを維持するために、ただ単に引き算を行おうとするもの</li> <li>• 市場という対象、市場という領域、経済的領域を差し引こうとするもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 統治活動の係数、指数を変化させることによって統治活動の本性そのものを根本から変容させようとするもの</li> <li>• 統治活動が、統治の能動性から、理論的受動性あるいは明証性となるということ</li> </ul>

- 統治術の相関物、新たな総体（p.362-）
  - これら2つは歴史の中で実現されることはなかった
  - ホモ・エコノミクスという問題系からなされたのは、統治理性の均衡回復の一式、その再整備の一式
  - 提起される問題；統治術は主権空間のなかで行使されなければならない、しかし厄介なことに、その主権空間が経済主体によって住まれ、住みつかれていることが明らかになる
  - 主権者が、そのいかなる行動領域を放棄することなく、経済の測量技師へと転業することもないようにするためには、いったいどのようにすれば良いのか？
  - 法権利の主体として主権空間に住み着く者であると同時にその主権空間のなかで経済的人間でもあるような個人の、統治可能性
    - 新たな対象、新たな領野の出現によってしか保証されない
    - = 法権利の主体と経済主体との問題を考慮に入れつつ当時築き上げられようとしていた統治の相関物
    - = 新たな参照面が必要とされるということ
  - **法権利の主体であり、経済的行為でもありながら、いずれの資格においても「統治化可能」ではあり得ないような諸々の個人は、一つの新たな総体を構成する限りにおいて、統治可能となる**
    - = この新たな総体こそ、自由主義的統治術に特徴的である
  - さらに、統治術が経済的統治術と法的統治術という2つの分岐に分離されてしまわないようにするにはどうすれば良いか？
    - = 3つの問いに同時に答えるには？
      - (1) 統治の統一性を維持するにはどうすれば良いか
      - (2) 主権の領域の総体に対する統治術の一般性を維持するにはどうすれば良いか
      - (3) 経済学に対する統治術の種別性とその自律性を維持するにはどうすればよいのか

→統治術に対し、一つの準拠、一つの参照領域、一つの新たな現実を与えて、それに対し統治術が行使されるようにしなければならない

- この新たな参照領野 = 市民社会
- 市民社会とは何か (p.364-)
  - 経済主体に住みつかれているという不幸もしくは利点をもつ主権空間のなかで、法規範に従って統治を行うにはどうすれば良いのか？
  - 経済的なものと法的なものとの異質性を引き受けるべきものとしての統治実践を、法権利や経済学の支配によるのとは別のやり方によって制限するための理性、その合理的原理はどのようにしたら見つかるのか？
  - 市民社会  
= 統治テクノロジー上の一つ概念というよりむしろ、一つの統治テクノロジーの相関物  
= 生産と交換のプロセスとしての経済に対して法的なやり方で関わることでその合理的測定がなされなければならないような、一つの統治テクノロジーの相関物
  - **経済的経済学に関わりを持つ統治性についての法的経済学 = 市民社会の問題**
  - 市民社会、そしてすぐ後には社会と呼ばれるようになるものが、統治テクノロジーに対して、経済の諸法則にも法権利の諸法則にも背くことのないような自己制限、統治の一般性の要請にも統治の偏在の必要性にも背くことのないような自己制限を可能にすることになる
  - ホモ・エコノミクスと市民社会は、互いに分離不可能な二つの要素  
= 市民社会という濃密で充実し複雑な現実に住み着いている、抽象的で理念的で純粋に経済的な点のようなもの
  - 市民社会とは、経済的人間によって構成されるそうした理念的な諸点とその内部に置き直されることによって適切に運営されることになるような、具体的総体のこと
  - 従って、ホモ・エコノミクスと市民社会は同じ総体の一部をなすということ
  - つまりそれらは自由主義的テクノロジーの総体の一部をなすということ
  - 19世紀以来の市民社会；統治、国家、国家機構、制度などに対し、自分を認めさせ、それと戦い、それに対抗し、それに反逆し、それから逃れるような現実として参照されてきた
  - 市民社会は、歴史的かつ自然的な所与ではない／本来的で直接的な現実ではない
  - 市民社会は、近代的統治テクノロジーの一部をなすもの = 相互作用による現実
- 市民社会の特徴 (p.366-)
  - 第一の指摘…市民社会という観念そのものが18世紀に完全に變化した
    - 例えばロックにおいて、市民社会は法的かつ政治構造によって特徴づけられる社会→この語意において政治社会と全く区別されていない

- 18世紀以降…1783年『市民社会史』ファーガソン
  1. 歴史的かつ自然的な不変項として理解された市民社会
  2. 自然発生的総合の原理としての市民社会
  3. 政治権力の恒久的母型としての市民社会
  4. 歴史の原動力としての市民社会

### 1. 歴史的かつ自然発生的な不変項としての市民社会 (p.367-)

- ファーガソン「市民社会以前には何も存在しない」「社会は個人と同じくらい古いものである」
  - 自然から歴史へ、非社会から社会への移行が行われた瞬間なるものは決してなかったということ、あるいはそうした瞬間を想像しようとしても無益であるということ
  - 社会の事実そのものと分離できるような人間的・自然的なものがない
  - 砂漠に子供をおいていく例→社会的絆は自然発生的に形成される
    - 社会を創設したり自己創設したりする必要はない。いずれにしても、人は社会の中にいるのだ。社会的な絆に前史はない。
  - 社会的な絆は恒久的なものであると同時に不可欠なものでもあるということ
    - 人類の歴史がどれだけ前進したとしても、そこにはもちろん社会が見出されるだろうし、そればかりでなく、そこ(=社会)には自然も見出されるだろう
    - 神話の中に探し求めたあの自然状態を見出すために、我々自身から離れる必要はないということ、自然状態をまさにここに見出すことができるということ
    - 「人間が社会的状態にあることを望むのは自然状態であるからだ」
  - 社会状態は自然にとって不可欠なものでもある
    - 「文明状態と同様、未開状態においても、一步ごとに人間による発見の印が見られる」
- 例) 掘立て小屋の方が宮殿よりも自然に近いわけではない

### 2. 市民社会は個々人のあいだの自然発生的総合を保証するという事 (p.369-)

- 自然発生的総合=服従の契約のようなものによる主権の構成がないということ
  - 市民社会が実際に一つの総合を行うとすれば、それはただ単に、社会的絆そのものの中での個別的な満足(利益)の総和によって行われることになるだろう
- 諸要素と全体とのあいだの相互性があるということ
- 市民社会の各要素は、それが全体のために産出したり生じさせたりする利益によって評価される
- 全体の価値(=市民社会としての価値?)は、絶対的なものではない。全体の価値は、全体のみに関わるのではなく、その全体を構成している一人一人に関わる
  - 「個々人の幸福が市民社会の大きな目的であるということもやはり本当である」
- ここにあるのは、直接的増殖のメカニズムであり、これは、利害関心の純粹に経済的なメカニズムにおける利益の直接的増殖と同じ形式を持っている
 

←→形式は同じだが、その構成要素とその内容は同じではない

- この点に、市民社会は経済プロセス及び経済的絆の支えとなりうるものであると同時に、それをはみ出し、それに還元することのできないものでもある
- 市民社会において人間を互いに結合するもの = 「利害なき利害関心」
  - 「それは、本能であり、感情であり、共感であり、個々人の互いに対する交換の動きであり、同情である」
  - 「それはまた個人に対する嫌悪であり、個人の不幸に対する嫌悪であり、場合によっては自分から離れていく個人の不幸に対して抱く快楽でもある」

↓

<経済主体を互いに結合する絆と、市民社会に属する個々人を互いに結合する絆とのあいだの第一の差異>

- 利己主義的でない利害関心、利己主義的でない利害関心の作用、利己主義そのものよりはるかに大きな作用としての利害なき利害関心の作用がある

<第二の差異>

- 経済主体の間の絆がいわば局地的ならざるものであるということ

市場に関する分析	市場の全体空間の中には、局地化もなく、領土性もなく、特異な再編成もない
市民社会	共感の絆、好感の絆は、ある種の他の人々に対する嫌悪や非支持や反感と相関的である ↓ <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民社会は常に、限られた総体、他の諸々の総体に対する特異な総体</li> <li>• 個々人をいくつかの核をもとに再編成する同じレベルの総体あるいは異なるレベルの総体</li> <li>• 人類のためではなく、共同体のためのもの</li> </ul>

- 利害なき利害関心の絆に対して、経済的利害関心の絆は両義的な位置にある

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経済的な絆は、直接的増殖と言う形態、法権利の放棄とは異なる形態の中に宿ることが可能になる</li> <li>• 利害関心の自然発生的な収斂によって個々人を互いに結びつける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 分離の原理ともなる</li> <li>• 共同体感情のような能動的な絆に対し、経済的な絆は、いわば個々人の利己主義的利害関心をしるしづけ、それを支え、それをより辛辣なものとすることによって、市民社会の自然発生的な絆が結び合わせたものを絶えず解体しようとする</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経済主体→（行動するのは）自分の利益となるからであり、それに、それが万人にとっての利益となるであろうから</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民社会の絆→例え別の場所に豊かさと安全が見出されるとしても、自分の共同体の中に留まることが好まれるようになる ↓ 経済状態の方へ向かえば向かうほど、市民社会を構成する絆はますます解体し、万人との間の経済的絆によって人間はますます孤立する</li> </ul>

### 3. 市民社会が政治権力の恒久的な母型である (p.373-)

- 社会契約、原始契約の自然発生的役割を果たしている市民社会の中に、権力はどのようにして到来することになるのか
- 市民社会において個々人を結びつけるために原始契約が必要ないのと同様、政治権力が市民社会の内部に出現しそこで作用するために従属契約は必要ない
  - 権力は自然発生的に形成される
  - ←具体的なさまざまに異なる個々人を互いに結びつけることになる事実上の絆によって起こる
    - 社会の中で果たすことになる個々人の役割の差異（自然発生的差異）
    - 自然発生的差異は、生産だけでなく総体的決定のプロセスに分業を生じさせる
      - 例) 意見を言う人、命令する人、考察する人……
    - グループによる決定は、市民社会において確かにグループ全体の決定として現れるが、それがどのようにして起こるのかを細かく見てみると、そうした決定は「選ばれた人々」によって行われる
- 権力の事実は、法権利によるその権力の創設、正当化、制限、強化に先立つものである
  - 権力の法的構造は、常に事後的に、遅ればせながらに、権力の事実そのものより後にやってくる

<市民社会と政治権力の捉え方>

×	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>● それまで孤立していた人間が権力を構成しようと決心し、それによって人間は社会状態に入った</li> <li>● 社会のうちに再編成された人間は、そのように一度社会のうちに集まると、一つの権力を打ち立ててその儀式を規則づけることはなんと好都合で、便利で、有用なのだろうか考えるのだ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民社会は、絶えず、最初から、市民社会の条件でもなければそれに追加されるものでもないような一つの権力を分泌するのだ</li> <li>● 「従属のシステムは、人間にとって、社会そのものと同じくらい本質的なものである」</li> </ul>



- 人間、その本性、その足、その手、その言語、他の人々、コミュニケーション、社会、権力、こうした全てが一体となって一つの総体を構成しているということであり、これこそがまさしく市民社会を特徴づけるもの

4. 市民社会は、歴史の原動力と呼びうるようなものを構成する (p.375-)

<p>市民社会は自然発生的総合であり自然発生的従属関係であるということ</p>	<p>自然発生的総合及び自然発生的従属関係の中に、全く自然にそこに場を占めるものであると同時にその分離の原理でもあるような一つの要素、すなわち、ホモ・エコノミクスの利害関心や利己主義、経済的手続きといった要素</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>安定した均衡</b>があるという原理、テーマ、仮説が得られる</li> <li>● 人間が自然発生的に好感の絆によって互いに結びつけられて共同体を形成し、その共同体において従属関係が直接的同意によって打ち立てられている以上、変化は起こらないはずであり、したがって全てはしかるべき位置に留まるはずであろう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済的メカニズムの事実そのものによって、そこに<b>不均衡</b>が自然発生的に忍び込み、自然発生的に作り出される</li> <li>● 市民社会の自然発生的均衡の破壊の原理→厳密な意味における経済的利害関心と、経済的利己主義が具体化することになるやり方そのもの</li> </ul>



- 未開の局面、野蛮の局面、文明の局面をどのようにして得られたのか

未開の局面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済的利害関心ないし利己主義のある種の形態の実現ないし現実化によって特徴づけられる</li> <li>● 狩猟社会、漁業社会、自然的生産の社会、農業もなければ厳密な意味での牧畜もない社会</li> <li>● 所有のない社会</li> <li>● 従属関係と統治のいくつかの要素、その始まりが見出せる</li> </ul>
野蛮の局面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済的利己主義、経済的利害関心が作用し、一人一人が自分自身の分け前を手に入れようと望むことによって、未開社会から野蛮社会への移行が起こる</li> <li>● 新たな経済的かつ政治的な諸制度が登場する</li> <li>● 個人に帰属する家畜の群れが登場し、共同体もしくは個人に帰属する牧草地が登場する</li> <li>● まだ法律に守られていない私的社会</li> <li>● 市民社会はこの時、保護者と被保護者との関係、主人と従僕の関係、家族と奴隷との関係などといった形態をとる</li> </ul>
文明の局面	

- 分離的連合は歴史的変換の原理でもある
- (前回の講義で指摘した) 一人一人が盲目であることによって得られる包括性というこの同じ図式が、歴史に関して見出されることになる
- 人類の歴史は、その包括的諸効果、その連続性、未開、野蛮、文明などといった利己的利害関心や個々人の自分自身のみ関わる計算から生まれる一連の形態にほかならない
- 利己主義的利害関心こそが、したがって経済ゲームこそが、市民社会の中に、それによって歴史がそこに絶え間なく現前することになるような次元、それによって市

民社会が不可避かつ必然的に歴史の中に嵌め込まれるようなプロセスを導入することになるのだ

- 絶えず市民社会を構成するメカニズムと、歴史をその一般的諸形態において絶えず生み出すメカニズムとは同じものである

- ファーガソンの書物の分析を経て (p.379-)

- 一つの重要な交叉地点が示されている

- (1) 社会的関係からなる一つの領域が開かれる

- 社会的関係

- 純粋に経済的であるような絆を超えて集団的で政治的な統一性を構成する個々人との、法的とは異なる絆
- 純粋に経済的なものでもなければ純粋に法的なものでもないような絆
- 契約の構造、移譲されたり委託されたり譲渡されたりする方権利の作用の構造に重ね合わせることができないものであると同時に、その形式においてではないとしてもその本性において経済ゲームとも異なるような絆

- 市民社会を特徴づけることになるのはこうした絆 (=社会的関係)

- (2) 市民社会は歴史と社会的な絆とを接続する

- 変質なしの歴史の絶え間ない生成があるということ。法的かつ論理的な帰結ではないような生成があるということ
- 新たな社会組織、新たな社会関係、新たな経済構造、従って新たなタイプの統治の絶え間ない形成であるような生成があるということ

- (3) 市民社会によって、社会的な絆と、統治という形の権威との関係との間の、内的で複雑な関係を指し示し、明らかにすることが可能になる

- これら三つ

- (1) 法的でない社会関係の領域の開示

- (2) 変質とは異なるかたちでの歴史と社会的な絆との接続

- (3) 統治の社会的な絆への、社会的な絆の権威の形態への有機的な帰属

という要素が市民社会という観念を (一) ホブズから (二) ルソーから (三) モンテスキューから遠ざけるもの

- 政治思想の全く別のシステムがここに始まる

- これが、新たな統治テクノロジーに内的な、あるいは経済問題の出現によって統治技術や統治テクノロジーに対し提起された新たな問題に内的な、政治思想ないし政治的考案

- 駆け足の結論、一連の問題について (p.379-)

- (1) 市民社会という観念とともに可能となる一群の問い、問題、概念、分析によっ

て、社会の根源的構成に関する理論的かつ法的な問題を遠ざけることができるようになる

- 17 世紀 18 世紀において、問題は権力の行使を社会の根源そのものにおいてあらかじめ制限するような法的形態を、社会の起源にどのようにして見出すことができるだろうか、というものだった
- ここにあるのは、逆に、従属関係の現象つまり権力の現象とともに存在する一つの社会であり、問題はただ単に、権力をどのように規則づければ良いか、すでに従属関係が作用している社会の内部において権力をどのように制限すれば良いかということ

[問い] 市民社会と国家との関係についての問い

- 社会をすでに与えられているものとしよう
- その時国家は、その方的構造、その制度的機構においていったい何ができるのか
- そして国家は、社会に対して一体どのように機能することができるのか

[解決法]

- 国家は、市民社会の諸次元及び諸形態のうちの一つとして現れることになる
  - 18 世紀末にユング=シュティリングが展開するテーマ
    - ：社会は、家族、同居者もしくは領地、そして国家という 3 つの軸を持っている
  - ベンセンによる発生論的で歴史的な分析
    - ：市民社会を、家族社会の段階、厳密な意味での市民社会の段階、そして国家社会ないし国家的な社会の段階という、3 つ段階を順に経過するものとして考える
  - シュレーツァーに見られる類型学的分析
    - ：いくつかのタイプの社会が見出される
    - 絶対的に普遍的なタイプ（家族社会）／市民社会タイプの社会
- ドイツ
  - 容易に推察できるいくつかの理由によって、市民社会と国家との間の対立およびそれらの間の関係という観点から、市民社会が分析される
  - 市民社会への問いかけが行われるのは、一つの国家を支えるその能力が考慮に入れられる時のみ、あるいは、国家がこの市民社会に対して矛盾した要素であるか、逆に刑事的要素でありついに実現された真理のようなものである限りにおいて
- イギリス
  - 市民社会に関する分析は、国家という観点からではなく、統治という観点からなされる
  - 市民社会が自分自身で自らの総合を保証するというのが本当だとしたら、市民社会に内的な統治性のようなものがあるというのが本当だとしたら、果たして追加的統治が必要であろうか？

- 市民社会にとって、統治は本当に必要であろうか
- フランス
  - 第三身分の問題
  - ブルジョアジーこそが中世以来 19 世紀に至るまでフランスの歴史を支えそれを担ったのだという考え、これは結局、市民社会と統治の問題、市民社会に対する権力の問題を提起するための一つのやり方である
- ドイツの哲学者であろうと、イギリスの政治分析家であろうと、フランスの歴史学者であろうと、主要な政治的問題及び主要な政治的理論として繰り返し見出されることになるのは、常に、市民社会というこの同じ問題である

(2) 市民社会というこの考えによって、昨年はなそうとした統治理性の再分配が行われるということ、あるいは統治理性の一種の再中心化と脱中心化が行われるということ

- 16 世紀以降に現れた問い
 

統治する者における権力の行使を一体どのようにして規則づけ、測定することができるのだろうか？

  - 長い間、権力の無際限の行使を規則づけ、測定し、それによって制限するという考えは、統治するものの賢明さの側に探し求められてきた
  - 主権者はいかなる点において賢明であるべきなのかを標定し、主権者の賢明さとはどのようなものであるべきなのかを知ろうとして試みられたのは結局、統治を真理に基づいて規則づけること
  - 宗教テキストの真理、啓示の真理、世界の秩序の真理  
→これが権力の行使を規制する（規則づける）ための原理
- 16 世紀 17 世紀以来（昨年の講義）
  - 権力の行使は、賢明さに従ってではなく、計算に従って規則づけられる
  - 力の計算、関係の計算、富の計算、支配力というファクターの計算に従って、権力の行使が規則づけられる
  - 真理に基づいて統治を規則づけようとするのではなく、合理性に基づいて統治を規則づけようとするようになる  
= 統治テクノロジーの近代的形式
  - 合理性に基づく規則づけの 2 つの形態
    1. 主権的個人性としての国家の合理性が問題になる場合  
= 主権者自身の合理性「私こそが国家である」と言いうる者の合理性
      - この「私」とは何かという問題がある
      - 契約に関する法的問題がある
      - 市場において、あるいは一般的に経済プロセスにおいて、合理性が統一的形式を完全になしで済ますことがで

きるばかりでなく、統一的形式と張り出す視線とをともに絶対的に排除する、ということが問題になる時、「私」と称する主権者の合理性をどのようにして行使することができるのか。

↓統治を規則づけるための新たな合理性の形態への移行

## 2. 自由主義的合理性

- 問題は、統治を「私こそが国家である」と言いうる主権者の個人的合理性に基づいて規則づけることではなく、**統治されている人々の合理性に基づいて規則づけること**
  - 経済主体として統治されている人々、利害関心の主体として統治されている人々の合理性に基づいて、統治を規則づけること
  - 被統治者たちのそのような合理性こそが、統治の合理性にとって規則付の原理として役立つなければならない  
→統治されている人々の合理的行動様式に基づいて統治しないしは統治術を規則づけるにはどのようにすればよいか
- ここに重要な分裂地点、変容がある
- 国家の合理性ないし主権的個人の合理性が捨て去られるということの意味しているのではない
  - 国民主義的政治、国家的政治など全ては、その合理性の原理を、主権的個人ないし主権的個人性を構成する限りにおける国家の合理性に基づいて、あるいは国家ないし主権者の個人的利害関心とその利害関心の戦略に基づいて定めることになるだろう
  - 真理に基づいて規則づけられた統治も、やはり消え去ったわけではない
  - マルクス主義とは何だったのか？
  - 真理に基づく統治術。主権国家の合理性に基づく統治術。経済主体の合理性に基づく統治術、より一般的には被統治者自身の合理性に基づく統治術。これら全てのさまざまに異なる統治術、統治術を計算し合理化し規則づけるためのさまざまに異なるやり方こそが、互いに重なり合いながら、大雑把に言って 19 世紀以来の政治的議論の対象とされることになる
  - 結局政治とは何なのか？  
もしそれが、さまざまに異なるものに基づくさまざまに異なる統治術の作用であると同時に、そうしたさまざまに異なる統治術が引き起こす論議でないとしたら。政治はここに生まれるのだと、私には思われます。(ざわめきとともに講義終了)